

## ■2018 年度診療報酬改定 -人工腎臓の施設基準などが公表-

3 月 5 日、診療報酬改定に係る告知・通知が公表されました。前号に続き、さらに明らかになった透析施設の算定基準などをお知らせします。

### 人工腎臓

4 月から、透析クリニックの規模によって「人工腎臓」の点数が異なることとなります。基準となるコンソールの台数や患者数は次のとおりです。

#### ▼慢性維持透析を行った場合 1

4 時間未満の場合	1,980 点 (-30 点)
4 時間以上 5 時間未満の場合	2,140 点 (-35 点)
5 時間以上の場合	2,275 点 (-35 点)

次のいずれかに該当する医療機関

- ① コンソールの台数が 26 台未満
- ② コンソールの台数に対する J038 人工腎臓を算定した患者数が 3.5 未満

#### ▼慢性維持透析を行った場合 2

4 時間未満の場合	1,940 点 (-70 点)
4 時間以上 5 時間未満の場合	2,100 点 (-75 点)
5 時間以上の場合	2,230 点 (-80 点)

次のいずれにも該当する医療機関

- ① コンソールの台数が 26 台以上
- ② コンソールの台数に対する J038 人工腎臓を算定した患者数が 3.5 以上 4.0 未満

#### ▼慢性維持透析を行った場合 3

4 時間未満の場合	1,900 点 (-110 点)
4 時間以上 5 時間未満の場合	2,055 点 (-120 点)
5 時間以上の場合	2,185 点 (-125 点)

「慢性維持透析を行った場合 1」又は「慢性維持透析を行った場合 2」のいずれにも該当しない医療機関

慢性維持透析患者外来医学管理料 2,250 点 ( ±0 円)

定期的に行われるリンやカリウムなどの血液検査や心胸比を調べる胸部撮影など、いわゆる検査料にあたるものです。今回は点数の見直しはありません。これまでとおりです。

## ダイアライザーなどの人工腎臓用特定保険医療材料

### (1) ダイアライザー

I a 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 未満)	1,510 円 ( -80 円)
I a 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 以上)	1,520 円 ( -10 円)
I b 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 未満)	1,610 円 ( ±0 円)
I b 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 以上)	1,490 円 (-160 円)
II a 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 未満)	1,440 円 (-160 円)
II a 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 以上)	1,540 円 (-130 円)
II b 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 未満)	1,600 円 ( ±0 円)
II b 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 以上)	1,620 円 (-120 円)
S 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 未満)	1,610 円 ( -50 円)
S 型 (膜面積 1.5 m <sup>2</sup> 以上)	1,630 円 ( -30 円)
特定積層型	5,780 円 ( ±0 円)

### (2) ヘモフィルター

4,630 円 ( ±0 円)

### (3) 吸着型血液浄化器 (β 2-ミクログロブリン除去用)

22,200 円 (-400 円)

### (4) 持続緩徐式血液濾過器

標準型  
特殊型

26,500 円 ( ±0 円)  
27,400 円 (-400 円)

### (5) ヘモダイアフィルター

2,750 円 ( -60 円)

厚労省が平成 30 年度診療報酬改定の省令・告示・通知の発出に伴い、地方厚生局担当者を対象に改定説明会を開催した資料が、下記からご参照いただけます。

(参考) 平成 30 年度診療報酬改定説明会(平成 30 年 3 月 5 日開催)資料等について  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000197551.pdf>

#### 適切な替代療法推進の考え方

(1) 糖尿病性腎症から人工透析に至る患者が増えている。  
⇒ 重症化予防を行い、新規透析患者の抑制が必要。

<透析導入患者の主要原因の割合推移>

(2) 日本は、諸外国と比べ、腹膜透析や腎移植が普及していない。  
⇒ 患者のQOLの観点から、腹膜透析や腎移植の普及推進が必要。

<我が国と諸外国の替代療法の割合>

(3) 施設の規模や、透析装置と患者数の比には、ばらつきがあるが、同一の報酬体系となっている。  
⇒ 施設の規模や効率性を踏まえた報酬体系としていく必要がある。

<透析装置1台あたりの患者数の分析>

30年度診療報酬改定での対応

糖尿病透析予防指導管理料の対象患者拡大

腹膜透析や腎移植に資する取組みや実績等を評価

血液透析の診療報酬を、施設の効率性等を踏まえた評価となるよう適正化

#### 人工腎臓に係る診療報酬の見直し①

性及び包括されている医薬品の実勢価格を踏まえ人工腎臓の評価を見直す。

現行	改定後
【人工腎臓】	【人工腎臓】
慢性維持透析を行った場合	慢性維持透析を行った場合
満の場合	(改) 場合1 (新) 場合2 (新) 場合3
2,010点	1,980点 1,940点 1,900点
2,175点	2,140点 2,100点 2,055点
2,310点	2,275点 2,230点 2,185点

【施設基準】

- 慢性維持透析を行った場合1
  - 次のいずれかに該当する保険医療機関であること
  - ① 透析用監視装置の台数が28台未満
  - ② 透析用監視の台数に対する0.038人工腎臓を算定した患者数が3未満
- 慢性維持透析を行った場合2
  - 次のいずれにも該当する保険医療機関であること
  - ① 透析用監視装置の台数が28台以上
  - ② 透析用監視の台数に対する0.038人工腎臓を算定した患者数が3以上4未満
- 慢性維持透析を行った場合3
  - 「慢性維持透析を行った場合1」又は「慢性維持透析を行った場合2」のいずれにも該当しないこと

5